

(4) 教育・文化

「古」と「新」が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち

第1節 次代を担う子どもたちをみんなで育むまち（学校教育）

1 学校教育

【学校教育課】

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 生徒指導の充実
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 教育環境の整備・充実
- (6) 児童生徒・地域の安全確保
- (7) 学校給食運営

●現状・課題

「ひと」の環境については、町非常勤講師として、スクールアドバイザー、教科支援員、特別支援アシスタント、心の相談員、JTE を配置しています。校種間（幼・保・小・中）の円滑な接続や、少人数指導、特別支援学級及び通常学級における個別指導等、個々のニーズ、実態に応じたきめ細かな指導を行っています。

また、いじめなどの問題行動や不登校に対し、学校が中心となり、早期発見・早期対応の体制を徹底し、組織として問題解決に当たっています。今後は、人権・道徳教育に取り組むとともに、優れた芸術に触れる機会を設けるなど、豊かな心の育成に取り組む必要があります。

加えて、心の健康、生命の尊重を重視するとともに、安全・安心な学校を目指して、地域との協働による活動が重要となります。各校の学校運営協議会を、本町が目指す「地域を愛し、みんなで

学び合う地域社会人の育成」を実現する中核組織として充実させていく必要があります。

本町には平成31年(2019年)4月1日現在、小学校7校（分校を含む）、58学級、1,277人、中学校は3校（分校を含む）、30学級、768人が在籍しています。このうち特別支援学級については、小学校10学級、中学校5学級を設置するとともに、LD/ADHD等通級教室、言語通級教室を設置し、特別な支援が必要な児童生徒に寄り添う教育にも力を注いできました。一人ひとりのニーズを大切に、校種間の円滑な接続も含めた、早期からの一貫した特別支援教育体制を充実させていく必要があります。

「もの」の環境においては、児童生徒のICT環境の充実や、校舎の老朽化対策等、戦略的な維持管理等に取り組む必要があります。

●関連計画

大野町教育振興計画
大野町教育の方針と重点
大野町公立学校等施設整備計画

●主要施策

	<主要事業>
(1) 確かな学力の育成 ◇学校の主体性を活かした学力向上のプラン作成とともに、効果的・効率的な学力向上指導を行います。	○より学校が主体となって取り組む学力向上プランの作成 ○小学校での学力向上につながる少人数指導、チームティーチングの推進 ○学校の事務、行事の効率化（校務支援システムの導入）
(2) 生徒指導の充実 ◇生徒の立場に立った生徒指導の実践により、不登校やいじめの解消、非行対策、教育相談の充実に努めます。	○いじめや不登校、問題行動への行政・学校が一体となった対応と教育相談体制の充実 1 ○心の教育の充実と望ましい人間関係を築く力や豊かな心の育成 1

●主要施策	<主要事業>
(3) キャリア教育の推進 ◇幼児期からの義務教育までのつながりを大切にした教育の充実、地域・家庭・学校が一体となって、将来の「夢」や「希望」につながる体験学習を実施します。	○地域等との協働による体験学習機会の充実
(4) 特別支援教育の充実 ◇特別支援連携協議会を中心に揖斐特別支援学校や関係機関との連携、通級指導による支援等の特別支援教育体制を整備します。 ◇特別支援教育にかかわる環境を整備します。	○一人ひとりのニーズをより大切にした特別支援教育の推進 ○スクールアドバイザーを中心とした教諭・町非常勤講師の研修 ○バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた教育環境の整備 1
(5) 教育環境の整備・充実 ◇学校施設の老朽化への対応、設備の充実とともに、少人数指導に対応した環境整備、ICT機器について充実していきます。	○各学校施設の老朽化対策 ○エアコン設置、照明のLED化等による学校安全衛生基準に沿った適切な教育環境の整備 1 ○どの教室でも使用することができるICT機器の拡充・Wi-Fiの整備
(6) 児童生徒・地域の安全確保 ◇児童生徒を取り巻く危険な環境に対応するため、PTA・老人クラブ等の見守り隊や様々なマンパワーを活用し、学校と地域が一体となって、通学路の安全点検等をはじめ、児童生徒の安全確保に努めます。	○危機管理マニュアルの点検・見直し 1 ○交通安全教室、見守りボランティア、防犯教室、子ども110番の家の活用など、学校と地域が一体となった児童・生徒の「命を守る訓練」の実施
(7) 学校給食運営 ◇協議会方式による給食センターの運営により、安全な学校給食を提供します。	○池田町との協議会方式による給食センターの運営 ○地域内で生産された農作物を地域で消費する取り組みの推進 ○食育の充実と給食指導の推進 1 2

●目標指標	単位	現状値	実績値	目標値	
		H26 (2014)	R1 (2019)	R6 (2024)	
① 町非常勤講師の充実	人	37	48	50	
② 学校を楽しんでいる児童・生徒の割合	%	86.2	91.4	90.0	
③ 不登校傾向が見られる児童・生徒数	人	29	42	36	
④ 学力・学習状況調査 夢・目標を持っている割合	%	小	84.3	83.9	90.0
		中	62.9	72.9	75.0
⑤ 教育環境の整備・充実、学力の育成に関する満足度	%	10.5	14.7	20.0	

●協働のまちづくりの考え方		
児童・生徒の生きる力、安全・安心な環境をみんなで育みます。		
期待される役割	行政	地域とより一体となった「命を守る訓練」の実施
	住民	子どもの家庭教育の実践
	地域・団体	学校運営協議会の充実（地域の見守り活動、ボランティア活動、畑の先生等）

第2節 みんなで学びあい誰もが活躍できるまち（生涯学習・生涯体育）

1 生涯学習

【生涯学習課、学校教育課、政策財政課】

- (1) 社会教育組織の活性化
- (2) 若年層の社会貢献活動や生涯学習活動への参加促進
- (3) 活力ある地域文化の育成
- (4) 新たな学習機会の提供
- (5) 社会教育施設利用の適正化
- (6) 国際化への対応

●現状・課題

令和元年度（2019年度）時点で、総合市民センターでは28教室、32サークル、中央・各地区公民館では38講座、151クラブ・サークルの活動が展開されています。しかし講座や参加者の固定化、自主性の低下や若年層に関心の高い事業が少ないなど次代を担う地域文化が醸成されにくい面もあり、今後新たな活動への展開も求められています。

社会教育施設に関しては、利用機会や使用料負担に対する公平性という課題がありました。令

和元年（2019年）10月から、使用料と減免制度の改正を行い、受益と負担の公平化を図っています。

町民が自分に適した学習機会を選択できるよう、需要や地域の実情を的確に把握したうえで必要な講座等を開催することが求められています。そのため、各団体や学校等と幅広く連携しながら、指導者の育成や、学習した成果を発揮し社会に還元するような活躍の場を提供するなどの支援が必要です。

●関連計画

- 大野町教育振興計画
- 大野町社会教育計画
- 大野町教育の方針と重点
- 大野町子どもの読書活動推進計画

●主要施策

<主要事業>

(1) 社会教育組織の活性化

- ◇社会教育委員会を中心に協議機関等を整理・集約し、定期的に会議を開催することにより事業の進行状況や現状の把握につとめ、対応力を高めます。
- ◇公民館を中心とする世代間交流事業を支援し、地域ぐるみの青少年健全育成を推進します。

- 社会教育委員会の定期開催
- 類似組織等の整理、集約
- 諮問機関等の専門性の向上
- 地域ぐるみの青少年育成の推進 **1**
- 世代間交流事業の促進 **1**

(2) 若年層の社会貢献活動や生涯学習活動への参加促進

- ◇少年後期～青年前期層の活動拠点となる施設を位置づけるとともに、スタッフの充実を図ります。
- ◇VYSや青年のつどい協議会など若者を構成員とする団体に対する支援を強化し、自主的な活動を促します。
- ◇総合市民センターを大学・高校等の芸術・文化活動の拠点として誘致し新しい地域文化の創造を目指します。

- 青年文化活動拠点の位置づけ
- 青年活動団体への支援強化
- 学生の芸術・文化活動の誘致

●主要施策	<主要事業>
(3) 活力ある地域文化の育成 ◇町内で盛んな「若者文化」を積極的に応援し、これらの活力をまちづくりに活かします。 ◇既存の文化団体やサークル、講座等に対して運営面での自立を促し、主体性を高めます。 ◇新たな文化施策に係る提案を広く募集します。	○若者文化の振興 ○諸団体の自立促進 ○活動提案募集および支援の実施
(4) 新たな学習機会の提供 ◇既存の講座等がない分野・内容、新たな形態の学習機会を設けるなど、多様なニーズに対応した「町民カレッジ」を創設し、新規学習者の開拓を図ります。 ◇勤労世代が無理なく参加できるように、アフター5講座などの設定を検討します。 ◇子どもの読書活動の推進を図るとともに、図書館資料のデジタル化対応を進めます。	○新たな生涯学習の場の創設 ○様々な世代に対応した学習機会の拡大 ○図書館機能の充実
(5) 社会教育施設利用の適正化 ◇既存、新規に係わらず全ての学習者に施設の利用機会が公平、均等になるよう、予約方法等を見直します。 ◇中央公民館をはじめ、社会教育施設の役割、性格等を見直し、新たなニーズに対応できるようにします。	○施設の利用機会の公平化 1 ○施設の役割の見直し
(6) 国際化への対応 ◇外国の文化や価値観を理解する意識を育てるため、児童・生徒から、外国文化に触れる機会の提供に努めます。	○海外派遣・国際交流事業の実施

●目標指標	単位	現状値	実績値	目標値
		H26 (2014)	R1 (2019)	R6 (2024)
① 各種講座の参加者数	人/年	4,382	4,612	4,700
② 青少年による諸活動への参加者数	人/年	346	361	380
③ 日頃から生涯学習や余暇活動などを充実して過ごしている町民の割合	%	38.1	35.7	40.0

●協働のまちづくりの考え方

あらゆる年代が学習意欲をもって教養を高めていける環境づくりと地域ぐるみの青少年健全育成事業を推進します。

期待される役割	行政	生涯学習施設の利用促進、学習講座、イベント等の企画、開催 文化活動への支援、「若者」文化の振興
	住民	日常的に生涯学習活動に親しむ 家庭や地域における青少年健全育成
	地域・団体	生涯学習講座等の開催、協賛 公民館活動や地域の伝統的行事等への積極的な参加
	その他	地域に根ざした交流イベント等の企画、開催 文化活動への協賛

第2節 みんなで学びあい誰もが活躍できるまち（生涯学習・生涯体育）

2 生涯体育

【生涯学習課】

- (1) スポーツ・レジャー施設の整備
- (2) スポーツ活動の振興
- (3) スポーツ施設の維持管理と利用促進

●現状・課題

本町では、体育施設の運営や競技団体・競技者の支援などを通じて、スポーツやレクリエーションに親しむ町民の参加を促進してきました。しかし、令和元年度（2019年度）に実施した町民アンケートでは、定期的にスポーツに親しむ町民の割合は、31.7%と平成26年度（2014年度）調査時から大きな変化はありませんでした。スポーツ・レクリエーションは余暇生活を補完するものであり、町民の自主性に負うところが大きく、また、スポーツクラブやジムなど民間企業の参入

が比較的進んでいる分野ではありますが、高齢者はもちろん子育て世代など誰もがいつまでも心身ともに健康で暮らすことができるよう、引き続きスポーツ活動の振興が求められています。

スポーツ・レクリエーション関連施設の点在や老朽化に起因する維持・管理費用の増大など、使用料収入では補いきれない現状があるため、町全体の体育施設について総合的に検討し、町民の需要に沿った体育施設の整備が求められています。



●関連計画

- 大野町教育振興計画
- 大野町社会教育計画
- 大野町教育の方針と重点

●主要施策	<主要事業>
(1) スポーツ・レジャー施設の整備 ◇老朽化する既存体育施設の維持管理及び町民の需要に沿った施設の新設を含めた整備について検討する。	○総合体育館の整備検討 1 ○運動公園の再整備
(2) スポーツ活動の振興 ◇スポーツ、レクリエーションへの町民の関心を広く涵養し、生涯スポーツ、高齢者の健康づくりや障がい者スポーツなど、多様なスポーツ活動が実現されるよう、フォローアップを行います。	○スポーツ交流の促進 ○生涯スポーツプログラムの構築・スポーツ教室の開催 ○体育団体の活動支援
(3) スポーツ施設の維持管理と利用促進 ◇施設利用手続きの適正化と充実を図るとともに、ポータルサイトによる利用者への情報提供に努め、町民が利用しやすく効率的に体育施設を維持・管理します。	○ポータルサイトによる利用者への情報提供拡大 ○町民が利用しやすい施設管理 1

●目標指標	単位	現状値		実績値	目標値
		H25/H26 (2013/2014)		R1 (2019)	R6 (2024)
① 施設利用者数	人/年	(H25) 106,830		149,787	150,000
② スポーツ・レクリエーションイベント参加者数	人/年	(H25) 1,650		2,100	2,300
③ 定期的にスポーツをしている町民の割合	%	(H26) 31.5		31.7	40.0
④ スポーツ施設の整備・維持管理、障がい者スポーツの普及に関する町民の満足度	%	(H26) 14.2		14.5	20.0

●協働のまちづくりの考え方

すべての町民がスポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくりを推進します。

期待される役割	行政	スポーツ・レクリエーション施設の利用促進、スポーツ交流イベント等の企画、開催
	住民	日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ
	地域・団体	スポーツ・レクリエーションイベント等の開催、協賛

第3節 歴史や文化を大切に守り継承するまち（地域文化）

1 地域文化

【生涯学習課】

- (1) 文化財の保存・活用
- (2) 文化財の調査、再評価
- (3) 教育・普及・啓発の充実
- (4) 伝統文化や行事の継承

●現状・課題

本町は、国宝「絹本著色五大尊像」をはじめ、国指定重要文化財「牧村家住宅」、国史跡「野古墳群」、国天然記念物「揖斐二度ザクラ」のほか、郷土の先人、豊臣秀吉の軍師・竹中半兵衛や幕末の志士・所郁太郎のゆかりの地など、多くの歴史的文化遺産に恵まれています。しかし、こうした歴史・文化遺産を取り巻く環境が変化してその本質的価値の低下が危惧される中、町民の文化財に関する評価、認識は十分とはいえず、今後も、歴史・文化遺産や伝統芸能等の継承に努め、文化財保護意識の向上を図る必要があります。同時に、

歴史・文化遺産を地域資源・観光資源として評価し、その価値や魅力を町内外に発信するなど、積極的な活用を図ることも重要です。

今後は、埋蔵文化財を中心に町が保有する歴史資料の展示・公開を行う常設施設や、郷土ゆかりの偉人を顕彰する場を整備し、郷土の歴史・文化・伝統の学びや観光振興の拠点として広く活用することで、町民の郷土に対する誇りや愛着の涵養、観光交流人口の拡大を図ることが必要となります。



●関連計画

- 大野町教育振興計画
- 大野町社会教育計画
- 大野町教育の方針と重点

●主要施策	〈主要事業〉
<p>(1) 文化財の保存・活用</p> <p>◇貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の管理、保全に努めるとともに、長期的展望に基づく全ての文化財の保存・活用施策を位置づけます。</p> <p>◇史跡野古墳群の保存活用計画を策定し、面的指定と農村景観の保全に向けた取り組みを進めます。</p> <p>◇文化財を観光資源として積極的に活用し情報発信することで、文化財保護の意識向上と地域資源として魅力向上を図ります。</p>	<p>○大野町文化財保存活用地域計画の策定 4 6</p> <p>○旧北岡田家住宅の保存・活用 4 6</p> <p>○史跡野古墳群の保存・活用 4 6</p> <p>○文化財の観光資源としての整備・活用</p>
<p>(2) 文化財の調査、再評価</p> <p>◇埋蔵文化財の発掘調査や、町内に所在する有形無形の文化財の調査を進め、その価値を明確化し向上に努めます。</p> <p>◇貴重な文化財の保護、保全に努め、その価値や魅力をわかりやすく親しみやすく発信します。</p>	<p>○文化財保護条例に基づく指定、登録の見直し 6</p> <p>○文化財の価値・魅力の発信</p>
<p>(3) 教育・普及・啓発の充実</p> <p>◇郷土の歴史・文化遺産に対する理解を深めるとともに、文化財の周知や、文化財保護意識の啓発を通して、町民の郷土に対する誇りや愛着を涵養します。</p> <p>◇町の歴史や文化財を紹介し、郷土学習や観光振興の拠点となる、常設の博物館施設の整備に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>○郷土の先人顕彰事業</p> <p>○学校教育・社会教育における郷土学習の充実</p> <p>○歴史・文化財情報の普及促進</p> <p>○郷土博物館の整備 4 6</p>
<p>(4) 伝統文化や行事の継承</p> <p>◇伝統芸能や民俗行事のほか、古くから当地域で盛んな伝統文化などが地域で大切にされ、次代に受け継がれていくよう、広報や継承の取り組みを支援します。</p> <p>◇伝統文化の詳細な記録作成を推進します。</p>	<p>○伝統文化の継承支援</p>

●目標指標	単位	現状値		実績値	目標値
		H25/H26 (2013/2014)	R1 (2019)	R6 (2024)	
① 文化財等の啓発・学習事業等の実施件数	件	(H25) 18	24	24	
② 文化財の認知度	%	(H26) 67.6	67.8	75.0	
③ 町の歴史や文化に興味がある町民の割合	%	(H26) 43.3	41.7	50.0	
④ 歴史や伝統文化に係る活動への参加者数	人	(H26) 450	566	570	

●協働のまちづくりの考え方		
町民主体の文化財保護活動を推進します。		
期待される役割	行政	文化財の価値の明確化、文化財と共生するまちづくり
	住民	大野町の歴史・文化を再認識しつつ、新しい文化を育む取り組み
	地域・団体	大野町の歴史・文化に親しむ環境づくり
	その他	地域に根ざした交流イベント等の企画、開催

4 計画推進・次代を担う人づくり

「分野別まちづくり計画」及び「リーディングプロジェクト」に位置づけた取り組みを、着実に推進していくため、体制のあり方、まちづくりや行政運営に係る仕組みなどについて示します。

(1) 様々な人との連携と協働（協働まちづくり）

●現状・課題

本町では、町民との協働によるまちづくりを進めるため、これまで、広報紙の発行やポータルサイトの更新、タウンミーティングやパブリックコメントの実施、各種審議会委員の一般公募など、町民から直接意見をいただける機会を充実してきました。今後も協働のまちづくりに対する理解を町民・行政相互に深めていく必要があります。

地域においては、町民相互の扶助機能や地域への関心が低下しつつあります。地方自治は町民も担うことを再認識し、主体性や自発性に基づく地域活動の推進、リーダー的な人材の育成が求められます。

平成25年（2013年）3月に「第2次大野町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。今後もすべての人々の人権が尊重され互いに共存でき、誰もがその個性や能力を活かして、いきいきと暮らせる社会づくりを進めていきます。

ICTの進展、インターネットに代表される情報インフラの整備により、これを活用し地域の産業・経済、文化、教育などあらゆる面での情報化が浸透しており、行政事務においても取り入れる必要があります。今後も一層、行政の情報化や、AI・RPA・ICTを活用した事務の簡略化・効率化を推進していきます。

推進施策1 住民と行政の協働によるまちづくり

◆ボランティア団体、NPO団体と地域で活動したいと考えている町民との交流機会の設定、活動記録等の情報共有により活動の拡大や連携を促します。

- ボランティア団体・NPO法人等の支援
- 自主的なまちづくり活動への支援
- 関係人口の創出と拡大

推進施策2 コミュニティ活動の促進

◆コミュニティ活動の意義や必要性の普及啓発に取り組み、町民の自立と連帯意識の高揚を促します。

- 町民が活動に参加しやすい環境の整備

推進施策3 まちづくりの担い手の発掘・育成

◆町民の主体性、自発性に基づいた地域活動の推進力となるリーダーを養成するため、講習会や研修会を開催し、積極的な参加を促します。

- まちづくりリーダー、ボランティアリーダー等の養成・育成支援

推進施策4 人権を尊重した共生社会の推進

◆性別や年齢、文化や習慣、障がいの有無などにかかわらず、すべての人々がお互いに尊重し理解しあい、共に安心して快適に暮らせる地域社会を実現するため、人権や男女共同参画、多文化共生、ユニバーサルデザイン等の啓発活動や環境整備を推進します。

- 人権意識（男女共同参画、多文化共生、ユニバーサルデザイン等）の普及啓発

推進施策5 情報の共有と積極的な利活用

◆町民の意見を計画策定やまちづくりに活かすため、町民との情報共有を図り、双方向の情報発信の環境整備を実施します。

◆情報通信技術の進展・普及の状況を考慮しつつ、情報化に対する長期的な計画を策定し、町民の利便性に配慮した電子自治体サービス（電子申請・届出システム等）を実施します。

- 広報ポータルサイト等情報発信ツールの内容充実
- 町民アンケート、パブリックコメント、タウンミーティング等意見収集の実施
- 情報化に対する長期的な計画を策定
- 電子自治体サービスの充実（電子申請・届出システム等）
- 防災観光拠点となる公共施設のWi-Fi化

●目標指標	単位	現状値	実績値	目標値
		H26 (2014)	R1 (2019)	R6 (2024)
①施策立案や事業計画に対して意見ができる機会の開催回数・参加者数	回	6	6	6
	人	278	510	500
②住民活動団体・NPO法人等の数	団体	8	7	10
③大野町は町政に町民の意見が反映されていると思う町民の割合	%	47.2	48.6	53.0
④町政（まちづくり）に関心がある町民の割合	%	63.1	59.6	70.0
⑤日常生活や社会において男女が平等であると感じる町民の割合	%	6.6	6.7	25.0
⑥人権施策に係る講座・講演会への参加人数	人	250	160	400
⑦電子申請システムの利用件数	件	0	1,383	1,500
⑧町ホームページのアクセス件数（月当たり）	件	4,700	57,223	73,000
⑨情報技術を有効に活用し行政サービスが便利になったと感じる町民の割合	%	47.7	40.7	52.0

(2) 計画的で効率的な行財政運営（町政運営）

●現状・課題

本町では、機構改革をはじめとした機動的な行政体制の整備や事務事業の見直し、AI・RPA・ICTを活用した業務の効率化について研究を継続的に実施してきました。今後さらに、様々な分野での環境変化により、多様な行政需要に柔軟に対応できる資質を備えた職員の育成や体制の確立が求められます。

町民ニーズは高度化、高質化する傾向にあり、これらに対応するよう業務の重点化等を図りながら、限られた行財政資源で最大の効果を発現できる目的志向型の行財政運営と執行体制の確立が求められます。

本町は、これまで比較的健全な財政運営を維持し、一定の健全化水準を保っています。

一方、今後の高齢社会への移行や少子化による関係経費の増大、生産年齢人口減による税収減など、後期基本計画事業を推進するうえで財政環境が厳しさを増すことは避けられません。

また、財政調整基金は、平成28年度（2016年度）から毎年度約3億円の取り崩しを行い、平成26年度（2014年度）末に約30億円であった残高が、平成30年度（2018年度）末

には、約25億円となっており、基金に依存した財政運営となっていますので、税収入の安定的な確保と税収拡大はもとより、事業見直しや更なる事務改善が不可欠です。納付方法の利便性向上による納税環境の整備、納期内納付の推進、多様化する滞納者に対応するため、限られた人材と時間の中で効率的な滞納整理を検討・実施する必要があります。

本町は、一般廃棄物処理は西濃環境整備組合を、し尿処理は大垣衛生施設組合を、常備消防は揖斐郡消防組合を、介護保険・斎場は揖斐広域連合を、後期高齢者医療は岐阜県後期高齢者医療広域連合をそれぞれ近隣の自治体と一部事務組合等を組織し広域行政を実施しています。ライフスタイルの多様化は人々の行動範囲を飛躍的に広め、日常生活圏の拡大により、行政のみならず幅広い広域連携をいかに推進するかが課題です。また、情報、インフラ等の整備により増々町民の生活圏は拡大しており、これまで以上の幅広い広域連携を検討していく必要があります。

推進施策6 適正かつ効率的な事務改善の推進

◆町民の視点に立った事業推進や、業務の重点化等を図るため、施策・事業の選択と集中を進め、経費削減が可能な事業の選別、外部委託化を進めます。

- 業務過程の点検による事務改善
- 内部管理業務の縮減、業務の可視化（マニュアル化、既存業務フローの見直し）
- AI・RPAの導入並びにICTの推進やアウトソーシングによる事務処理の効率化・省力化

推進施策7 業務執行能力の向上

◆町民ニーズに弾力的に対応できるよう、職員の政策形成・総合調整等の能力開発のため、大野町人材育成基本方針に基づき多様な研修機会の提供や人事管理の改善を行います。

- 職員研修の充実・強化
- 人事管理制度の改善

推進施策 8 公有施設の見直しと適切な管理

◆公有施設の適正な維持管理や施設再編も視野に入れた規模・あり方等の見直しを行うため、維持管理計画の策定を進め、町有施設等の効率的な運用を行います。

◆主要施設の利便性の向上、緊急時の避難所として有効な機能を確保するため、既存施設の周辺整備を進めます。

- 公有財産維持管理計画に基づく計画的な施設の維持管理
- 施設利用者の利便性・災害時の利活用を考慮した施設周辺の整備

推進施策 9 民間活力の活用

◆事業の民間移行、連携・協働、委託等の推進や指定管理者制度の導入拡大により、効率的・効果的な施設管理を進めます。

- 指定管理者制度導入施設の拡大検討
- 指定管理者制度の適切な運用
- PPP（官民連携）の適用可能性の検討

推進施策 10 安定した財源確保

◆新たな財源確保の手段として、未利用町有財産の整理や広告収入等も検討していきます。

◆税源涵養につながる施策への効果的な投資を行うと共に、収納率向上への取り組みを行います。

- 未利用町有財産の整理（貸付、売却）
- 広告事業（ホームページほか各種媒体での情報発信）
- 収納率向上への取り組み強化
- 誘致企業に対する優遇税制による税込確保
- キャッシュレス決済による納税
- 住民税特別徴収の推進

推進施策 11 適正な予算執行と財政健全化の推進

◆最少の経費で最大の効果を発揮できるよう事務事業実施における創意工夫、効率化により経費の削減に努めます。

◆経費の節減合理化に努めるとともに、投資的経費については施策の重要度・事業効果の高いものを明確にし、限られた財源を効率的に運用します。

- 経常的経費の節減合理化の推進
- 事務事業の選択と集中による重点施策の実施
- 基金に依存しない財政運営の実現・継続
- 中長期的視点に立った公債管理、将来の公債費負担の軽減
- 中長期財政計画に基づく事業の推進

推進施策 12 広域行政・広域連携の充実

◆一般廃棄物、消防、斎場、介護保険、し尿処理、後期高齢者医療保険など、既に実施している広域行政を充実させ、新たな行政サービス部門の共同運営を検討します。

◆町民の生活圏に応じた広域連携のあり方を模索し、公共施設の相互利用などを検討します。

- 一般廃棄物、消防、斎場、介護保険、後期高齢者医療保険の充実
- 行政サービス部門の共同運営の検討
- 池田町との協議会方式による給食センターの運営
- 揖斐広域連合の活動
- 町民による広域的な活動支援
- 各種公共施設の相互利用の促進

●目標指標	単位	現状値		実績値		目標値
		H25/H26 (2013/2014)		H30/R1 (2018/2019)		R6 (2024)
①町政運営に対する満足度	%	(H26)	12.1	(R1)	11.9	50.0
②職員の町民への対応の満足度	%	(H26)	69.7	(R1)	75.5	80.0
③手続きの満足度	%	(H26)	68.1	(R1)	70.9	80.0
④指定管理者制度導入施設利用満足度	%	(H26)	55.9	(R1)	63.2	80.0
⑤税金が正しく使われていると思う町民の割合	%	(H26)	46.9	(R1)	49.6	65.0
⑥口座振替利用率	%	(H25)	50.5	(H30)	51.3	60.0
⑦町税徴収率（現年）	%	(H25)	98.1	(H30)	99.1	98.8
⑧他団体とで連携している取り組みの数	件	(H26)	5	(R1)	6	7
⑨市町を跨ぐ行政サービスの提供によって生活が便利になったと感じる町民の割合	%	(H26)	55.4	(R1)	61.7	65.0
⑩バーコード読み取り用納付書を使用した件数におけるスマホ決済利用率	%	—	—	(H30)	0	10.0
<p>⑪今後の財政運営については中長期的な財政見通しに基づき次の財政目標について一定の制限を設定し節度ある財政運営を実施してまいります。</p> <p>□基金残高（財政調整基金）・・・これまでの健全な財政運営を維持するため、歳出抑制を図りながら、残高16億円を下回らない範囲で運営を図ります。</p> <p>□起債借入額・・・公債費が将来の財政運営に大きな負担とならないよう、指標となる実質公債費比率のピークが10%を超えないよう、必要最小限かつ計画的な起債の発行を図ります。</p> <p>但し、財政見通しについては、今後の地方財政計画等不確定要素があることから、毎年更新を行い検証するとともに、必要に応じて財政指標の制限の見直しを行うものとします。</p>						